

## 沖縄県個人情報保護審査会答申第103号 概要

①件名	個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
②実施機関	沖縄県知事（総務部総務私学課）
③諮問理由	<p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体及び地方独立行政法人にも同法が適用されることとなった。</p> <p>これに伴い、沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）を廃止し、新たに制定する「個人情報の保護に関する法律施行条例」について、沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴く必要があるため。</p>
④諮問年月日	令和4年10月21日（沖縄県諮問総第3号）
⑤答申年月日	令和4年11月8日
⑥答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「施行条例」という。）に係る以下の事項について、今後の個人情報保護制度の運用にあたり必要な措置が講じられており、適当である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施機関の定義について <p>施行条例の規定が適用される機関を明示するため、現行条例と同様に実施機関を定義すること。</p> </li> <li>2 開示等請求における不開示情報の範囲について <p>情報公開条例では開示することとされている情報が、法（デジタル社会形成整備法第51条による改正後の個人情報の保護に関する法律をいう。以下同じ。）で不開示情報として規定されている場合、当該情報を条例で規定することにより、不開示情報から除くことができるとされている。</p> <p>職務遂行に係る公務員等の氏名については、沖縄県情報公開条例に基づく開示請求がなされた場合には原則開示されることとなっている。（ただし、公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの又はそのおそれがあると知事が認めて規則で定める職にある公務員の氏名は除かれる。）</p> <p>法において開示されるものとして規定されている「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」の「法令」には「条例」も含まれるため、職務遂行に係る公務員の氏名については施行条例に規定を設けなくても不開示情報から除かれるものと考えられるが、開示等請求における処分の正確性を期するため、条文に規定すること。</p> </li> <li>3 開示決定等の期限の特例について <p>法第83条では開示決定等の期限は「開示請求があった日から30日以内」と定めているが、法の規定よりも短い期限に条例で設定することは許容される。</p> <p>現行条例では開示決定等は「開示請求があった日から起算して15日以内」としており法の規定どおりの期限とした場合、県民に不利益な変更となることから現行制度と同様の日数とすること。</p> <p>また、併せて開示決定の期限の特定に関する規定についても、現行制度同様の日数とすること。</p> </li> <li>4 開示請求における手数料の額について</li> </ol>

法第 89 条第 2 項では、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとされている。開示請求における手数料は現行条例においても徴収しておらず、県民サービスの維持のため引き続き無料とし、写しの作成に要する費用を徴収すること。

5 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約手数料の額について

法第 119 条第 3 項及び第 4 項により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は条例で定めるところにより手数料を納めなければならないとされている。契約手数料の額は実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定めることとされているが、政令で定める額以外とする特殊事情や必要性がないため、国と同額に規定すること。

6 審議会等への諮問について

法 129 条では、地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができることと規定されている。

一方、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならないとされているが、以下について、個人情報の適正な取扱いを確保するため、審査会への諮問事項として施行条例に規定すること。

- ・ 条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- ・ 法第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- ・ 県の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

7 運用状況の公表について

個人情報保護委員会は行政機関の長等に対し、法の施行の状況について報告を求めることができ、毎年度当該報告をとりまとめて概要を公表するとされている。

現行条例では、開示請求等の件数、処理状況、審査請求の状況、審査会の開催状況等を「運用状況報告書」として公表している。

地方公共団体が自発的に行う住民向け情報公開として、運用状況の公表制度を設けることは妨げられないとされることから、個人情報保護制度の適正な運営と健全な発展を期するため引き続き施行条例に規定すること。

8 条例要配慮個人情報について

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人等が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等を「条例要配慮個人情報」として条例で定めることができる。

現行条例で規定している要配慮個人情報は引き続き法や同施行令において規定されることから条例要配慮個人情報は定めないこと。

9 個人情報ファイル簿の作成、公表について

行政機関の長等は、保有する個人情報ファイルについて、法第 75 条第 2 項及び第 3 項に該当する場合を除き、所定の事項を記載した個人情報ファイルを作成し公表しなければならないとされている。

現行条例において作成し、閲覧に供している個人情報取扱事務登録簿については、個人情報ファイル簿と重複する部分も多いため、規定しないこと。